

令和5年度 事業計画書

社会福祉法人 落穂会

◇障害児入所施設 あさひが丘学園

◇障害者支援施設 あさひが丘（施設入所支援・生活介護）

◇地域生活支援センター あさひが丘

○児童発達支援センター歩路

（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・日中一時支援）

○ワークショップあすもね （就労継続支援B型・生活介護）

○あさひが丘相談支援センター（指定一般・特定・障害児相談支援事業）

○ヘルパーステーションとわ （居宅介護・行動援護・移動支援）

◇グループホームあさひが丘 （介護サービス包括型共同生活援助）

○自立サポートあさひが丘 （自立生活援助）

◇こどもサポートセンターゆうひが丘

（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

◇ラソン （放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

◇ガーデンキッズセルク （児童発達支援事業・保育所等訪問支援）

◇ガーデンキッズトリア

（児童発達支援事業・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

◇あさひが丘乗馬倶楽部「シュバル」

（放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

◇こどもサポートセンターあさひが丘

（児童発達支援事業・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

社会福祉法人 落穂会

経 営 理 念

「共生と共創」

～だれもが「生まれてきてよかった」と思える
共生社会を創造する～

基 本 方 針

1 エンパワメント

知的・発達障害のある人の基本的人権を尊重し、本人が持てる力を十分に発揮し、より豊かな人生を送ることができるよう支援する。

2 主体性尊重

利用者の主体性を尊重し、より良い意思決定ができるよう支援する。

3 フロンティア精神

社会福祉法人は地域社会のなかの重要な社会資源であることを自覚し、常に開拓的精神をもって地域福祉の向上と地域社会の発展に寄与する。

4 安定経営

本人・家族・職員の幸福な人生に寄与するために安定した法人経営に努める。

行 動 指 針

社会福祉法人 落穂会

- 1 利用者の健やかな成長・発達と豊かな生活を願い、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行います。
- 2 利用者が持てる力を最大限に発揮できるよう、自立や就労につながる支援を行います。
- 3 利用者が健康で快適な生活を送ることができるよう、常に清潔で安全な生活環境を保つように努めます。
- 4 利用者自身の希望が実現できるよう、利用者の気持ちに寄り添いながらより良い意思決定を支援します。
- 5 利用者は地域社会の一員であるという認識のもと、社会性・協調性を身につけられるよう支援し、社会参加の機会をできるだけ多く確保するよう努めます。
- 6 施設は地域の中の一社会資源であるということを自覚し、地域との交流をよりいっそう深め、開かれた施設を目指し、地域福祉の向上に寄与します。
- 7 職員は自らの役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、専門的支援技術と人間力の向上に努めます。

平成 29年 4月 1日

倫理綱領

社会福祉法人落穂会

前文

知的障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3. 人権の擁護

私たちは、知的障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会への参加

私たちは、知的障害のある人たちが、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、知的障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

平成14年4月1日制定

令和5年度 あさひが丘グループ 事業計画

1. 経営理念・基本方針・行動指針

(1) 経営理念

「共生と共創」～だれもが「生まれてきてよかった」と思える共生社会を創造する～

(2) 基本方針

① エンパワメント

知的・発達障害のある人の基本的人権を尊重し、本人が持てる力を十分に発揮し、より豊かな人生を送ることができるよう支援する。

② 主体性尊重

利用者の主体性を尊重し、より良い意思決定ができるよう支援する。

③ フロンティア精神

社会福祉法人は地域社会のなかの重要な社会資源であることを自覚し、常に開拓的精神をもって地域福祉の向上と地域社会の発展に寄与する。

④ 安定経営

本人・家族・職員の幸福な人生に寄与するために安定した法人経営に努める。

(3) 行動指針

経営理念を実現するために、以下の行動指針に基づいて福祉サービスの提供を行う。

- ① 利用者の健やかな成長・発達と豊かな生活を願い、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行います。
- ② 利用者が持てる力を最大限に発揮できるよう、自立や就労につながる支援を行います。
- ③ 利用者が健康で快適な生活を送ることができるよう、常に清潔で安全な生活環境を保つように努めます。
- ④ 利用者自身の希望が実現できるよう、利用者の気持ちに寄り添いながらより良い意思決定を支援します。
- ⑤ 利用者は地域社会の一員であるという認識のもと、社会性・協調性を身につけられるよう支援し、社会参加の機会をできるだけ多く確保するよう努めます。
- ⑥ 施設は地域の中の一社会資源であるということを自覚し、地域との交流をよりいっそう深め、開かれた施設を目指し、地域福祉の向上に寄与します。
- ⑦ 職員は自らの役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、専門的支援技術と人間力の向上に努めます。

2. あさひが丘グループの事業

- (1) 障害児入所施設あさひが丘学園（入所28名・短期入所8名）
- (2) 障害者支援施設あさひが丘
（施設入所支援40名・生活介護92名・短期入所10名・日中一時支援）
- (3) 地域生活支援センターあさひが丘
 - ① 児童発達支援センター歩路
（児童発達支援24名・放課後等デイサービス20名・保育所等訪問支援・日中一時支援）
 - ② ワークショップあすもね
（就労継続支援B型30名（主たる事業所20名・従たる事業所10名）・生活介護10名）
 - ③ あさひが丘相談支援センター（指定一般・特定・障害児相談支援事業）
 - ④ ヘルパーステーションとわ（居宅介護・行動援護・移動支援）
- (4) グループホームあさひが丘
（介護サービス包括型共同生活援助8ホーム53名・自立生活援助）
- (5) こどもサポートセンターゆうひが丘
（児童発達支援10名・放課後等デイサービス20名・保育所等訪問支援）
- (6) ガーデンキッズセルク（児童発達支援20名・保育所等訪問支援）
- (7) ガーデンキッズトリア
（児童発達支援10名・放課後等デイサービス10名・保育所等訪問支援）
- (8) あさひが丘乗馬倶楽部「シュバル」
（放課後等デイサービス10名・保育所等訪問支援）
- (9) ラソン（放課後等デイサービス10名・保育所等訪問支援）
- (10) こどもサポートセンターあさひが丘
（児童発達支援10名・放課後等デイサービス10名・保育所等訪問支援）

3. 社会福祉法人落穂会 経営戦略

経営理念

共生と共創

～だれもが「生まれてきてよかった」と思える共生社会を創造する～

経営ビジョン

笑顔輝く、明日へ

実現するために何に取り組むか？

経営戦略

I. 利用者ニーズ起点による既存事業の安定経営

私たちはエッセンシャルワーカーとして提供サービスを安定的に経営することで、利用者の安全・安心や長期的な支援を実現することが必要だと考えています。

II. 人が育つ組織づくり

私たちの仕事の価値や質は全て人（職員）に左右されます。
属人的な人材育成ではなく、組織内の職員が相互に影響し合って
人が育つような組織づくりを目指します。

III. 計画的な新規事業の創造

私たちが新しく挑戦したいことはたくさんあります。
それが「利用者や地域の方々がどのくらい望んでいることなのか」
「どれくらいの時間軸で進めていくべきか」などを計画的に進めることが
重要だと考えています。

4. 中期経営計画に基づいた令和5年度の単年度目標

I. 利用者ニーズ起点による既存事業の安定経営

【児童入所（児童部）】

事業課題（1）：豊かな育ちに繋がる「支援力の向上」と「育成方法の確立」

① 障害児入所施設の将来ビジョンの周知・浸透

ペアレント・プログラムを通じて、支援力の向上を目指す。また、「愛着形成」についての勉強会を実施し、実践に落とし込む。

② 「児童入所支援の手引き」の作成

令和5年度中に手引きを完成させる。（原案〆切：10月・製本：1月）

各作成者が手引きの作成プロセスでの学びをチーム職員に共有し実践に落とし込む。

【成人入所（障害者支援施設あさひが丘・グループホームあさひが丘）】

事業課題（1）：「支援力の向上」と「組織体制の見直し」

① 入所施設・GHの組織体制検討（採用・勤務体制・動線・人員配置 等）

動線・業務分担・職員体制等について実態を踏まえて効率的な組織体制を検討する。

② 「共感力」向上施策（支援を受ける疑似体験/部署間交流）

支援を受ける側の疑似体験を継続させながら、そこで感じたことや気づきを基に、日々の支援の質を向上させる取り組みを設定し、実践につなげる。

また、令和5年度はグループホームでも支援を受ける側の疑似体験に取り組む。

事業課題（2）：生活空間の整備

① 入所施設改築・日中活動棟の整備（厨房・食品庫・居室・活動棟等）

日中活動棟建設予定地の造成工事を年度内に実施できるよう計画的に進める。

【児童通所（児童発達支援・放課後等デイサービス）】

事業課題（1）：高い専門性を基盤とした療育の質の向上

① 「落穂会 療育の手引き」の活用・作成（児童発達支援・放課後等デイサービス）

完成した療育の手引き（児童発達分野）を、日々の療育に活用するために、チーム会議やミーティング等の具体的な活用場面や仕組みを導入する。

療育の手引き（放課後等デイサービス分野）について、令和5年度中の完成に向けて、計画的に進めていく。

② 学びを実践にうつす風土づくり

ミーティングの場でチーム職員、セラピスト、上司等と活発に意見交換を行い、PDCAサイクルをまわすことで専門性を向上させる。

③ 基礎から学べる研修の実施

主に1～2年目の職員を対象とした療育の基本となる研修を実施する。

主に3年目以上を対象とした研修を実施し、支援の質を向上させる。
自主研修として専門職による講話を年1回実施する。

事業課題（２）：利用ニーズに沿ったサービス提供体制の確保
（療育に通いたい人が通える環境づくり）

① ニーズに応じた新たな事業展開

令和4年度の児童通所部門平均利用率90％の実績であった。令和5年度は全ての既存事業所で年間利用率95％以上を目指す。そのために、利用受け入れルールの見直しと新規利用希望者へのタイムリーなアプローチを行う。

【成人通所（生活介護・就労継続支援B型）】

事業課題（１）：あすもね（就労B）独自の生産活動の確立

あすもね家において、新メニューの開発・広報活動の強化等を通じて、さらなる来客数の増加を目指す。

事業課題（２）：新たなGH・日中活動事業所の設立

令和6年度の開所に向けて、シュバルフォレストの建設に着手する。併せて、利用者の移行支援や職員体制等についても検討を進める。

Ⅱ．人が育つ組織づくり

（１）「職員定着プロジェクト」の立ち上げ

① 組織風土診断や定着者・退職者の分析

令和4年度に収集した定着者アンケートの結果を材料として、定着要因を分析し、具体的な人事施策を検討・立案する。

② 管理職と職員の対話を促進

これまで実施してきた「対話力向上研修」「360°サーベイ」を踏まえ、部下との対話を大切にしながらマネジメントを行う。

（２）「ONE TEAMプロジェクト」の立ち上げ

① 職員同士の対話を促進

各部署で設定している「共通の目的・目標」を推進するにあたり、職員間でどのような対話が必要であるのかを定め、実践する。また、実際にどのような対話がなされたのかを振り返り、より対話が充実するための方策を自ら考える機会をつくる。

② 役職ごとの役割定義策定と職員への浸透

各役職（課長・主任・チーフ等）ごとに期待されている役割を明確に設定し、各階層の職員がそれぞれ然るべき業務・役割を遂行できる体制を確立する。その

ために、まずは現在の等級制度の定義を見直し、実態に沿った制度へ改定する。

Ⅲ. 計画的な新規事業の創造

(1) 福祉の他領域展開の検討

① 新事業領域（医療・保育・高齢）の事業の情報収集

継続して、医療・保育・高齢者支援等の福祉領域におけるニーズを把握できるよう情報収集のアンテナを張っておく。

また、行政・教育機関・その他関係者との連携を深めていくことで、事業の種がないかを模索していく。

(2) 地域住民の潜在ニーズの把握

① 地域住民ニーズ把握機会の創出

➤ 常会の活用と既存の地域交流の場での情報収集

・落穂会の施設で班会を実施し情報収集を行う。

・秋まつり・バザー・地域の運動会など毎年行っている交流機会で情報収集を行う。

➤ 地域の「婦人部」との接点強化

こどもサポートセンターあさひが丘で実施している「体操教室」などで知り合った地域住民の方々などつながりを深め、住民のニーズを収集する。

② 地域住民ニーズへの具体的な取り組み

➤ 「こどもサポートセンターあさひが丘」（地域交流室・会議室）の有効活用

・「だがしやハルちゃん」「体操教室」などを継続的に運営しながら、さらなるニーズが把握できた時には、可能な限り実現できるようスピーディーな意思決定を行う。また、落穂会側から地域住民のみなさんへの「提案型・巻き込み型」の取り組みも検討していく。

【第二次中期経営計画の策定】

社会福祉法人落穂会では、令和3年度より第一次中期経営計画に取り組んでいる。

令和5年度は第一次中期経営計画の最終年度にあたるため、令和5年度中に第二次中期経営計画を検討・策定する。（第二次中期経営計画期間：令和6年度～令和9年度）

5. 通常の事業内容

【障害児入所施設あさひが丘学園・障害者支援施設あさひが丘】

(1) 個別支援計画について

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及びケース担当者は、利用者のニーズとストレングスを押さえたアセスメント、モニタリングを行い、個人に応じた福祉サービスが適切に提供できるように個別支援計画を作成する。作成した個別支援計画は、利用者本人、ご家族等に説明を行い、同意を得た後に交付する。また相談支援専門員と連携が必要なケースにおいては情報を共有して支援を行う。

(2) 日常生活支援

<児童部>

① 生活グループ形態

小規模ユニットケアA・B・C・Dの4ユニット、各ユニット7名、計28名。
家庭を離れて施設生活を送る子ども達が自信をもって自立していけるようにその基盤となる愛着形成・信頼関係の構築、自己肯定感を形成できるように支援する。

(編成については別紙参照)

- ② 子ども達が健康で快適な生活を送ることができるよう、安全で清潔な環境づくりに努める。また、子ども達個々の生活スタイルを尊重するよう配慮する。
- ③ 子ども達が常に清潔な服装を身につけ、また、髪、爪、髭等の整容への支援を適切に行うことにより、子ども達の身だしなみが整うよう支援する。
- ④ 虫歯や歯肉炎の治療、歯石除去、毎食後の歯磨き等を確実に行うことにより、口腔内の状態を清潔に保つ。また、歯科医師、歯科衛生士によるブラッシング指導を受けることで、職員のブラッシング支援の向上と利用者の歯磨きの習得と自立につなげられるようにする。
- ⑤ 社会的自立の基礎となる基本的な生活習慣の確立を目指し、日々の生活で子ども達個々の発達レベルに応じた日常生活動作訓練を行う。また、生活の中で生活必需品の購入や外食の機会を設け、豊かな将来に繋がる経験を積み増やせるよう支援する。
- ⑥ 自治会の活動がより活発なものになり、子ども達主体で運営され責任感や協調性、達成感を感じる場となるように活動支援を行う。
- ⑦ 子ども達の趣味・嗜好に応じた居居作りを行い、居居での生活が快適に過ごせるように支援する。
- ⑧ 子ども達・職員が協力し、日々の生活の中でユニット内（生活空間）の美化、居室の整理整頓に努める。また、必要に応じて消臭・消毒機を使用し、居室・洗面所・トイレ等の消臭や感染症に対する消毒を行い、生活空間を衛生的に保つ。
- ⑨ 子ども達の健康状態に合わせた食事提供や、楽しい雰囲気でおいしい食事がとれるような環境づくりを行う。また、子ども達の希望に応じた外食・調理実習を定期的に行う。

<成人部>

① 生活グループ形態

1寮、2寮、3寮の3グループ計40名に分かれ、日常生活支援を行う。

(編成については別紙参照)

日々の関わりを大切にしながら、利用者の要望や心情を理解して一人ひとりの思いを尊重し、上質で豊かな暮らしが営めるようていねいに支援する。

- ② 利用者が常に清潔な服装を身につけ、また、髪、爪、髭等の整容への支援を適切に行

うことにより、利用者の身だしなみが整うよう支援する。

- ③ 虫歯や歯肉炎の治療、歯石除去、毎食後の歯磨き等を確実に行之、口腔内の状態を清潔に保つ。また、歯科医師、歯科衛生士によるブラッシング指導を受けることで、職員へのブラッシング支援の向上につなげられるようにする。
- ④ 利用者自治会の活動がより活発なものになるよう、また、利用者の希望、要望をできるだけ取り入れられるよう活動支援を行う。
- ⑤ 利用者が健康で、快適な生活を送れるよう、清潔な環境づくりに努める。各居室は、利用者がくつろげる空間となるように利用者個々の趣味・嗜好に応じた居室作りを行う。
- ⑥ 清掃業務員と連携し、棟内の美化、居室の整理整頓に努める。また、消臭・消毒機を適宜使用し、居室・洗面所・トイレ等の消臭や感染症に対する消毒を行い、生活スペースを衛生的に保つ。
- ⑦ 食事については嗜好調査を実施し、利用者のニーズを把握する。また ST 他、関係職種と連携を図りながら摂食実態表、栄養ケアマネジメントを活用し、利用者一人ひとりに適した食事形態での提供や、自助食器を活用する。またおいしく食事が摂れる環境づくりを行う。
- ⑧ 成人女性利用者については、お化粧から1日を始め、一人ひとりが輝くように美しく生き生きとした笑顔でスタートできるようにサポートする。また、お化粧を通して利用者とのコミュニケーションを図りながら健康状態の把握を行う。

(3) 日中活動支援（生活介護事業）

- ① 成人部入所・通所者及び児童部在園者（学校卒業生）は、生活介護・生産活動系（日中1科）、生活介護・創作系（日中2科）、生活介護・療育系（日中3科）、生活介護・リハビリ系（日中4科、5科）の5グループに分かれ、それぞれ目的に応じた日中活動プログラムを実施する。（編成については別紙参照）
- ② 年1回の日中活動参観を実施し、活動を見学、体験する機会や、保護者との交流の機会を設ける。また、年1回個別相談を実施し、本人、家族の要望等を確認し支援内容の充実を図る。
- ③ 利用者一人ひとりの活動の幅を広げる。新たな創作・芸術活動への取り組み（アートDAY）や各活動科間で交流体験の機会を設け、新しい活動の体験や個々の能力を引き出せるように支援する。
- ④ 余暇活動の充実を図る。引き続き、生活介護利用者全員に対して、ワンデイ外出とランチ外出を実施する。また、科ごとの全体外出や季節のイベント、入浴なども定期的に実施し、楽しみを持ちながら活動展開が出来る環境を整える。
- ⑤ 運動プログラムを各科週1回実施する。運動においては、これまで理学療法士に受けた指導を基に個別のリハビリにも力を入れ、楽しむ中で適度な運動を確保し、身体機能の維持・向上を図る。
- ⑥ 外部講師による音楽療法（週2回）、アニマルセラピー（週1回）を実施する。
- ⑦ 乗馬療法の充実を図る。本人・保護者のニーズを把握し、シュバルと連携して確実に実施を目指す。また、希望者以外も定期的にふれあいが実施できるようプログラムを作成する。
- ⑧ 地域や一般の方との交流を図れる機会として、陶芸や創作活動のワークショップ等を年3回（秋まつり含む）、青空市（あさひが丘専用駐車場を使用し、地域住民と共同した販売会）を年3回実施する。また、ナイスハートカフェ（鹿児島市役所敷地内で開催される販売会）に毎週火曜日に出席する。

- ⑨ 与薬、交通安全については、決められた手順を守り事故がないように確実に実施する。
- ⑩ 送迎車両を6ルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い等がないよう留意する。

(4) 余暇活動支援

<児童部>

- ① 子ども達の生活に潤いや楽しみを持たせるため、新型コロナウイルスの感染予防対策を行った上で日常的な買い物外出（日用品・調理）定期的な季節行事・外食の機会を設ける。
- ② 自治会等を通じて子ども達一人ひとりのニーズを把握し、余暇の計画・提供を行う。また、子ども達が自主的に余暇（空いた時間）時間を過ごせるよう日々の生活の中で支援を行う。
- ③ 外出の際、可能な範囲で公共交通機関を利用する機会を設ける。余暇の中にも退所後の生活を見据え、子ども達が必要な経験を積めるよう支援する。

<成人部>

- ① 利用者の生活に潤いや楽しみが持てるように一人ひとりのニーズや年齢に応じた行事を計画的に実施する。また、日中活動及び寮ごとに個人又は小グループの余暇外出を実施する。
- ② 利用者自治会等を通じて情報提供や意見交換を行い、利用者の意向を生活に反映できるように努める。

(5) 健康・衛生に関する支援

- ① 利用者の検温（必要時、血圧・脈拍・血中酸素濃度）や体調観察を1日2回（朝・夕）に行い、体調の把握に努める。
- ② 嘱託医診療（内科・精神）を月1回実施し、利用者の健康管理に努める。
- ③ 内科健診（年2回）を実施する。また、18歳以上（高等部在籍者を除く）の利用者は、ヘルスサポートセンターの健康診断（医師の診察・胸部レントゲン・心電図・採血・身長・体重・腹囲・視力・聴力・）を実施し、生活習慣病等や病気の早期発見を行う。指摘があった際は、専門医等に相談し早期治療などの健康維持に努める。
- ④ 口腔保健センター・やまびこ医療福祉センター（歯科）に定期通院を行い、歯科健診、歯科治療を受け、歯や歯茎などの口腔内の衛生管理に努める。
- ⑤ やまびこ医療福祉センター（歯科）の協力を得て、年3回職員・利用者を対象にブラッシング指導を実施する。職員のブラッシング支援の向上と利用者の歯磨きの習得と自立に繋げる。
- ⑥ 抗てんかん薬服用者は、てんかん専門医と連携を図り、脳波検査（年1回）・血液検査（年2回）を実施する。また、専門医のアドバイスをもとにてんかん発作時の観察や医師の指示のもと発作後薬を用いるなど適切な支援を行う。
- ⑦ 精神安定剤服用者は、精神科医と十分に連携を図り、情緒・行動の安定を図る。
- ⑧ 入浴は毎日行い、清潔を保つ。また、皮膚専門医と連携を図り、皮膚疾患のある利用者の場合は、指示軟膏の塗布を適切に実施して皮膚疾患の改善に努める。
- ⑨ 身長・体重の定期測定より、BMIや適正体重を把握し異常な体重増減を予防する。
- ⑩ 利用者の健康保持・増進のため、主に生活介護のプログラムを活用し、体操、ウォーキング、リハビリテーション等を適宜行う。
- ⑪ 月1回程度、理美容を実施する。地域の理美容店に行けない利用者については、訪問理容・動く散髪屋（月1回）を活用して散髪を行う。

- ⑫ 健康管理マニュアル・与薬管理マニュアルより、正しく与薬し誤与薬を防止する。
 - ⑬ 健康管理記録票の活用により、利用者の健康に関するデータの整理や管理を行う。
 - ⑭ インフルエンザ・ノロウイルス・新型コロナウイルス等の感染症に対しては、感染症対策マニュアルを活用し感染予防に努めるとともに発症時の体調管理に努める。
 - ⑮ 新型コロナウイルスの感染症には、検温、手指消毒、防護具着用などの感染予防の取り組みを徹底し新型コロナウイルス感染症の予防に努めると共に、適宜感染対策会議の実施や産業医及び専門家との連携を図りながら拡大予防に努める。
 - ⑯ 排泄については、自然排便への取り組み（乳製品飲料・食物繊維・十分な水分量の確保などの食事面と腹部マッサージ・運動量の確保）を行う。便秘・イレウス傾向のある利用者については、医療機関と連携を図り、予防・改善に努める。
- (6) 地域生活支援
- ① 短期入所事業の実施（児童：定員8名、成人：定員10名）
 - ② 日中一時支援事業の実施
- (7) 自立生活支援
- ① 児童部に在籍する入所者については、20歳までには次の生活の場を送り出せるよう、退所後の生活を見据えた一人ひとりに応じたライフスタイルを提案し地域生活や障害者支援施設等への移行を図る。移行に際しては本人、家族との個別面談や施設見学等を実施する。スムーズに移行できるよう支援するために、支給決定機関である出身市町村や相談支援事業所等、関係機関との連携を図る。
 - ② 児童部に在籍する入所者のうち特別支援学校高等部生については、入学と同時に本人や保護者の意向を確認したうえで移行支援会議を開催し、学校・児童相談所とも意見交換の場を持ちながら卒業後の進路選択についての支援を行う。

【地域生活支援センターあさひが丘】

(1) 児童発達支援センター歩路

<児童発達支援 歩路>

- ① 活動を通して、友だちとの関わりや社会性・ルールを身につけられるように療育を行う。
- ② 幼稚園、保育園への就園を見据えて、また併行通園児については幼稚園、保育園生活の充実に向けて、集団適応、運動機能の向上、情緒の安定、日常生活動作等の自立を目指し、発達段階に応じた支援、保護者へのアドバイスをを行う。
- ③ 新版K式発達検査2020、国リハ式（S-S法）言語発達遅滞検査、PVT-R絵画語い発達検査等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいたいい療育を行う。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、子どもへの関わり方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内をするとともに、就学前や保護者の要望等に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年3回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作るなど、家族支援の充実を図る。
- ⑤ 保健センターで開催される総合発達相談会やすすく親子教室、わくわく親子教室への参加を通して、地域で療育を必要としている子どもへの支援を充実させる。
- ⑥ 公開療育や関係機関（幼稚園、保育園、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開

催し、児童発達支援センターとして療育内容の充実を図り、地域の児童発達支援事業所の療育の質の向上や、関係機関との連携に努める。

- ⑦ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑧ 児童発達支援ガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑨ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や療育時の様子について保護者と情報を共有する。また、歩路だよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑩ 迎えと送りの送迎ともに、2ルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。

<放課後等デイサービス 我路>

- ① 利用者の地域における生活が安定して継続できることを念頭に置いて、活動を通して友だちとの関わりや基本的な生活習慣に関する日常生活面の支援（SST）を行う。
- ② 可能な範囲でご家族の希望に応じ、拠点を決めて帰りの送迎を行う。
- ③ 年齢と発達段階を考慮して4クラスに分け、療育的な要素も取り入れたより質の高いプログラムを展開する。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、子どもへの関わり方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内をするとともに、通学先の変更時や保護者の要望等に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年3回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ⑤ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑥ 必要に応じて、ASIST学校適応スキルプロフィール、WISC-IV、新版K式発達検査2020等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な支援を行う。
- ⑦ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。また、我路だよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑧ 関係機関（幼稚園、保育園、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、支援の質の向上に努め、子どもたちの学校生活をサポートする。
- ⑨ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑩ 迎えの車両を学校の下校時刻に合わせて運行する。送りについては2ルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。

<放課後等デイサービス シュバル>

- ① ご家族及び本人の希望を確認したうえで、ふれあい活動・馬のお世話・個別レッスン等、それぞれのニーズに応じたホースセラピーを提供する。職員は、常勤の乗馬インストラクターとかわなべ馬事公苑より派遣された乗馬インストラクターの指導のもと、乗馬における技術や知識、馬飼育・管理方法等を習得し、ホースセラピーの質の

目指す。また、ホースセラピーを通して、動物に優しく接する気持ちの醸成や情緒の安定・体幹の強化を図る等、シュバルの独自性を活かしたプログラムを構成し、サービスの質を高める。

- ② 可能な範囲でご家族の希望に応じ、拠点を決めて帰りの送迎を行う。
- ③ 保護者会（年2回）、個別相談会（年1回）、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者が子どもの発達段階を認識し子育てに前向きになれるよう、子どもへの関わり方についてアドバイス等を行う。また、きょうだい児支援会（年3回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ④ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑤ 必要に応じてASIST学校適応スキルプロフィール、WISC-IV、新版K式発達検査2020等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な支援を行う。
- ⑥ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。また、シュバルだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑦ 関係機関（幼稚園、保育園、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域との関係機関との連携を図り、支援の質の向上に努め、子どもたちの学校生活をサポートする。
- ⑧ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑨ 迎いの車両を学校の下校時刻に合わせて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。

<保育所等訪問支援 歩路・我路・シュバル>

利用者が併行して通う保育園、幼稚園、学校、児童クラブや利用者が生活している児童福祉施設等と連携を図り、療育の充実を図る。特に、放課後等デイサービスにおいては各学校との連絡を密に行い、保育所等訪問支援事業による学校訪問を積極的に実施して学校担任と利用者の状態像や支援方法について認識を共有する。

(2) ワークショップあすもね（就労継続支援B型・生活介護）

<就労継続支援B型>

- ① 就労を目指す利用者を対象に、請負作業をはじめ、施設外就労の機会を提供し、働く喜びから、「仕事」に対しての意欲を高められるよう支援の充実を図る。また、一般就労を目指す利用者に対しての就労支援を確実に進められるよう、職員間で支援目的を明確にし、知識の習得を図る。
- ② 内職・請負業務（菓子作業・段ボール組み立て作業・地域センター清掃作業・給食配達・培養土袋詰め作業）や屋外業務（リサイクル回収作業・みかん園管理・畑作業）、施設外就労（有料老人ホーム清掃・公園清掃・飲料運搬・墓地清掃）、従たる事業所：あすもね家（カフェ業務）等を実施し、毎月工賃を支給する。
- ③ あすもね独自の生産活動の確立を目指す。利用者の意欲向上を図ると共に、毎月平均22,000円以上の工賃支給を目指す。
- ④ 墓地清掃やみかん販売の販路拡大を行い、地域交流の機会を得るとともに、地域住民から草刈等の要望等があれば、積極的に取り組む。
- ⑤ 年1回の日中活動参観を実施し、作業を見学する機会や、保護者との交流の機会を

つ。また年1回の個別相談を実施し、本人、家族の要望等を確認し支援内容の充実を図る。（生活介護も同様とする）

- ⑥ 送迎車両を4ルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、職員間で連携を図り、乗せ間違い等がないように留意する。

<生活介護>

- ① ADLや情緒面、健康面、行動面等の支援を必要としている利用者を対象に、各利用者の状態に合わせたきめ細かな支援を行い、利用者が「安心」「安全」に日中を過ごすよう支援する。
- ② 日中の活動においては、みかん園での作業を中心に、請負作業や生産活動に取り組む機会を設け、働く喜びを感じられるよう支援する。
- ③ 毎月、取組状況に応じた工賃を支給する。
- ④ 月に1回以上、余暇活動の時間を設け、楽しみや日中活動への意欲へつなげる。

(3) あさひが丘相談支援センター

障害福祉サービスを利用する方にサービス開始前から関わり、利用したいサービスの説明やサービス等利用計画の作成、定期的なモニタリングを実施する。また希望する生活を支えるため、鹿児島市自立支援協議会や鹿児島県相談支援ネットワーク会議が主催する全体研修会に参加し、関係機関とのネットワークづくりに努める。加えて鹿児島圏域の運営委員として圏域研修会を開催し、相談支援専門員としての専門性の向上を図る。

<障害児相談支援>

障害児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行い、ライフステージに応じたつながる支援を実施する。

<特定相談支援>

障害児・者が、障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画の作成、一定期間ごとにモニタリングを実施し、障害福祉サービスを継続して利用できるよう支援する。

<一般相談支援>

施設や病院に長期入所していた方が地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等の「地域移行支援」や「地域定着支援」を行う。また、居宅で一人暮らしをしている方については、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を必要に応じて行う。

<生活困窮者支援>

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会が実施する「かごしまおもしろいやりネットワーク事業」に参画する。

(4) ヘルパーステーションとわ

居宅介護・行動援護・移動支援サービスを通して、利用者・家族の要望に基づき、地域生活を継続できるよう支援する。特に行動援護サービスについては、強度行動障害支援者養成研修を受講してサービス提供を行う。

<居宅介護>

①家事援助として、地域で生活している利用者の生活を支えるため、家事の方法やアドバイスをを行い、自立に向けた支援を行う。また、必要に応じて本人を含む家族が安心して地域生活が送れるよう関係機関との情報共有を行う。

②通院等介助として、グループホーム利用者を中心に市役所等での手続き、安全な通院と的確な受診ができるよう支援し、健康維持に繋げる。また、グループホーム担当者を中心に関係機関と連携を図り、情報共有に努める。

<行動援護>

行動上著しい困難を有する利用者を対象に外出支援等、利用者・保護者が希望するプラン（プールや温泉、公園散策等）を作成し、充実した時間が過ごせるよう支援する。また支援に当たっては支援計画シート及び支援手順書・記録用紙を作成してサービス提供を行う。

<移動支援>

利用者・保護者の要望に応じて、外出時の支援（買い物・公共交通機関、公共施設の利用等）を行い、充実した余暇の提供や自立に向けた支援を行う。

【グループホームあさひが丘】

(1) グループホームあさひが丘（介護サービス包括型共同生活援助事業）

花梨（女性5名）・くるみ（女性7名）・ももか（女性6名）

つばさ丸（男性5名）・四郎丸（男性8名）とんぼ丸（男性8名）

朝陽丸（男性7名）・夕陽丸（男性7名）計53名。

- ① 地域のなかで利用者が安心して暮らしを営みながら自分らしく生活できるように家庭的な雰囲気のもと、上質でいい日々の暮らしを営み、一人ひとりの障害特性や心身の状態に合わせて、健康管理面のサポートや食事の提供・日常的な相談その他の生活上の支援を行う。
- ② 就労先や福祉サービス事業所などの関係機関と連携を図り、利用者のニーズに応じた支援を行う。特に、利用者が通っている就労先等の企業、事業所と連携を図るために年に2回程度（5月・11月）相談連携の機会を設ける。
- ③ 地域住民にグループホーム利用者について理解を深めてもらうため、地域との交流を促進してきているが、今後も継続して各ホームが所属する地区の常会や行事に積極的に参加し、利用者・職員と地域住民が名前で呼び合えるような関係づくりを促進し、地域のニーズを把握できるように努める。
- ④ 保護者会を開催し年間行事計画等の説明を行う。また個別相談を年1回実施し、本人や家族の要望等を確認し、支援の充実を図る。
- ⑤ 利用者がグループホームでの生活を通じて、自立度を上げられるような支援を心掛け、自己決定に基づいて主体的な生活を営むことができるような働きかけを行う。

⑥ 感染症対策について

日頃より、インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染症に対して、マニュアルを基に感染予防を行う。利用者、職員共に持ち込まない、万が一の際に感染を拡大させないように努める。

新生活様式によるライフスタイルの変化に適応できるように、心理面、身体面のケアを念頭に支援を行う。

(2) 自立サポートあさひが丘

地域において単身等で生活する利用者に対して、定期的な訪問又は連絡を受けての訪問、相談対応等をおこない地域における自立した日常生活を営む上での様々な問題を把握し、必要な情報の提供及び助言、相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を行うための必要な支援を行う。

【こどもサポートセンターゆうひが丘】

＜児童発達支援 希路＞

- ① 活動や遊びを通して、友だちとの関わりや社会性・ルールを身に付けられるように療育を行う。
- ② 幼稚園、保育園への就園を見据えて、また併行通園児については幼稚園、保育園生活の充実に向けて、集団適応、運動機能の向上、情緒の安定、日常生活動作等の自立を目指し、発達段階に応じた療育や保護者へのアドバイスを行う。
- ③ 新版K式発達検査2020、国リハ式〈S-S法〉言語発達遅滞検査、PVT-R絵画語い発達検査等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な療育を行う。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、子どもへの関り方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内をするとともに、就学前や保護者の要望等に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年3回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ⑤ 保健センターで開催される総合発達相談会や、すくすく親子教室・わくわく親子教室への参加を通して、地域で療育を必要としている子どもへの支援を充実させる。
- ⑥ 公開療育や関係機関（幼稚園、保育園、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、療育の質の向上や、関係機関との連携に努める。
- ⑦ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑧ 児童発達支援ガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページにて公表する。
- ⑨ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や療育時の様子について保護者と情報を共有する。また、希路だよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑩ 迎えと送りの送迎ともに、2ルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。

<放課後等デイサービス ニポボ>

- ① 利用者の地域における生活が安定して継続できることを念頭に置いて、活動を通して友だちとの関わりや基本的な生活習慣に関する日常生活面の支援（SST）を行う。
- ② 可能な範囲でご家族の希望に応じ、拠点を決めて帰りの送迎を行う。
- ③ 年齢と発達段階を考慮して4クラスに分け、個々に応じた支援を行う。また、社会性やマナーを学び、集団の中で良好なコミュニケーション力を身に付けられるよう支援を行う。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、子どもへの関り方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内をするとともに、通学先の変更時や保護者の要望等に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年3回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ⑤ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑥ 必要に応じて、ASIST学校適応スキルプロフィール、WISC-IV、新版X式発達検査2020等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な支援を行う。
- ⑦ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。また、ニポボだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑧ 関係機関（幼稚園、保育園、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、支援の質の向上に努め、子どもたちの学校生活をサポートする。
- ⑨ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑩ 迎えの車両を学校の下校時刻に合わせて運行する。送りについては2ルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。

<保育所等訪問支援>

利用者が併行して通う保育園、幼稚園、学校、児童クラブや利用者が生活している児童福祉施設等と連携をとり、療育の充実を図る。特に、放課後等デイサービスにおいては各学校との連絡を密に行い、保育所等訪問支援事業による学校訪問を積極的に実施して学校担任と利用者の状態像や支援方法について認識を共有する。

【放課後等デイサービス ラソン】

<放課後等デイサービス>

- ① 利用者の地域における生活が安定して継続できることを念頭に置いて、活動を通して友だちとの関わりや基本的な生活習慣に関する日常生活面の支援（SST）を行う。
- ② 可能な範囲でご家族の希望に応じ、拠点を決めて帰りの送迎を行う。
- ③ 年齢と発達段階を考慮して2クラスに分け、個々に応じた支援を行う。また、社会性やマナーを学び、集団の中で良好なコミュニケーション力を身に付けられるよう支援を行う。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員

懇親会（年1回）等を実施し、保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、子どもへの関り方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内をするとともに、通学先の変更時や保護者の要望等に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年3回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。

- ⑤ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑥ 必要に応じて、ASIST学校適応スキルプロフィール、WISC-IV、新版K式発達検査2020等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な支援を行う。
- ⑦ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。また、ラソンだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑧ 関係機関（幼稚園、保育園、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、支援の質の向上に努め、子どもたちの学校生活をサポートする。
- ⑨ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑩ 送りの送迎を運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。

<保育所等訪問支援>

利用者が併行して通う学校、児童クラブや利用者が生活している児童福祉施設等と連携をとり、療育の充実を図る。特に、学校等との連絡を密に行い、保育所等訪問支援事業による学校訪問を積極的に実施して学校担任と利用者の状態像や支援方法について認識を共有する。

【こどもサポートセンターあさひが丘】

<児童発達支援 ルウ>

- ① 活動や遊びを通して、友だちとの関わりや社会性・ルールを身に付けられるように療育を行う。
- ② 幼稚園、保育園への就園を見据えて、また併行通園児については幼稚園、保育園生活の充実に向けて、集団適応、運動機能の向上、情緒の安定、日常生活動作等の自立を目指し、発達段階に応じた療育や保護者へのアドバイスを行う。
- ③ 新版K式発達検査2020、国リハ式〈S-S法〉言語発達遅滞検査、PVT-R絵画語い発達検査等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な療育を行う。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、子どもへの関り方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内をするとともに、就学前や保護者の要望等に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年3回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ⑤ 保健センターで開催される総合発達相談会や、すくすく親子教室・わくわく親子教室への参加を通して、地域で療育を必要としている子どもへの支援を充実させる。
- ⑥ 公開療育や関係機関（幼稚園、保育園、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、療育の質の向上や、関係機関との連携に努め

る。

- ⑦ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑧ 児童発達支援ガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページにて公表する。
- ⑨ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や療育時の様子について保護者と情報を共有する。また、ルウだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑩ 迎えと送りの送迎については、出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。

<放課後等デイサービス レラ>

- ① 利用者の地域における生活が安定して継続できることを念頭に置いて、活動を通して友だちとの関わりや基本的な生活習慣に関する日常生活面の支援（SST）を行う。また、利用者の希望により宿題の時間を設ける。
- ② 可能な範囲でご家族の希望に応じ、拠点を決めて帰りの送迎を行う。
- ③ 年齢と発達段階を考慮して2クラスに分け、個々に応じた支援を行う。また、社会性やマナーを学び、集団の中で良好なコミュニケーション力を身に付けられるよう支援を行う。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、子どもへの関り方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内をするとともに、通学先の変更時や保護者の要望等に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年3回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ⑤ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑥ 必要に応じてASIST学校適応スキルプロフィール、WISC-IV、新版K式発達検査2020等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な支援を行う。
- ⑦ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。また、レラだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑧ 関係機関（幼稚園、保育園、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域との関係機関との連携を図り、支援の質の向上に努め、子どもたちの学校生活をサポートする。
- ⑨ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑩ 迎えの車両を学校の下校時刻に合わせて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。

<保育所等訪問支援>

利用者が併行して通う保育園、幼稚園、学校、児童クラブや利用者が生活している児童福祉施設等と連携をとり、療育の充実を図る。特に、放課後等デイサービスにおいては各学校との連絡を密に行い、保育所等訪問支援事業による学校訪問を積極的に

実施して学校担任と利用者の状態像や支援方法について認識を共有する。

【ガーデンキッズセルク・トリア】

(1) ガーデンキッズセルク

<児童発達支援>

- ① 活動を通して、友だちとの関わりや社会性・ルールを身に付けられるように療育を行う。
- ② 幼稚園、保育園への就園を見据えて、また、併行通園児については幼稚園、保育園生活の充実に向けて、集団適応、運動機能の向上、情緒の安定、日常生活動作の自立等を目指し、発達段階に応じた支援、保護者へのアドバイスを行う。
- ③ 新版K式発達検査2020、国リハ式（S-S法）言語発達遅滞検査、PVT-R絵画話い発達検査等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいたていねいな療育を行う。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、子どもへの関わり方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内するとともに、就学前や保護者の要望に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年3回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ⑤ 保健センターで開催される総合発達相談会やすすく親子教室、わくわく親子教室への参加を通して、地域で療育を必要としている子どもへの支援を充実させる。
- ⑥ 関係機関（幼稚園、保育園、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、療育の質の向上に努め、子どもたちの幼稚園・保育園生活をサポートする。
- ⑦ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑧ 児童発達支援ガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑨ 公開療育の実施と併せ、他事業所の公開療育へも参加することで、地域の児童発達支援事業所の取り組みを相互に学び、地域の療育機関、自事業所のサービスの質の向上を図る。
- ⑩ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。またセルクだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑪ マルヤガーデンズと連携を図り、ペアレント・プログラム（6回コース）等を実施し、地域で子育てにサポートを必要としている方への支援を充実させる。
- ⑫ 迎えの車両を利用時刻に合わせて運行する。曜日ごとにルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。

<保育所等訪問支援>

利用者が併行して通う保育園、幼稚園、利用者が生活している児童福祉施設等と連携を図り、療育の充実を図る。保育所等訪問支援事業による訪問を積極的に実施して担任と利用者の状態像や支援方法について認識を共有する。

(2) ガーデンキッズトリア

＜児童発達支援＞

- ① 活動を通して、友だちとの関わりや社会性・ルールを身に付けられるように療育を行う。
- ② 幼稚園、保育園への就園を見据えて、また、併行通園児については幼稚園、保育園生活の充実に向けて、集団適応、運動機能の向上、情緒の安定、日常生活動作の自立等を目指し、発達段階に応じた支援、保護者へのアドバイスをを行う。
- ③ 新版K式発達検査2020、国リハ式〈S-S法〉言語発達遅滞検査、PVT-R絵画語い発達検査等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいて、個々に応じた適切な支援を行う。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、子どもへの関わり方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内するとともに、就学前や保護者の要望に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年3回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ⑤ 保健センターで開催される総合発達相談会やすくすく親子教室、わくわく親子教室への参加を通して、地域で療育を必要としている子どもへの支援を充実させる。
- ⑥ 関係機関（幼稚園、保育園、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、療育の質の向上に努め、子どもたちの幼稚園・保育園生活をサポートする。
- ⑦ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑧ 児童発達支援ガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑨ 公開療育の実施と併せ、他事業所の公開療育へも参加することで、地域の児童発達支援事業所の取り組みを相互に学び、地域の療育機関、自事業所のサービスの質の向上を図る。
- ⑩ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。またトリアだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑪ マルヤガーデンズと連携を図り、ペアレント・プログラム（6回コース）等を実施し、地域で子育てにサポートを必要としている方への支援を充実させる。
- ⑫ 送迎の車両を利用時刻に合わせて運行する。曜日ごとにルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。

＜放課後等デイサービス ピッコロ＞

- ① 利用者の地域における生活が安定して継続できることを念頭に置いて、活動を通して友だちとの関わりや基本的な生活習慣に関する日常生活面の支援（SST）を行う。
- ② 可能な限り利用者の希望に応じて利用曜日を固定し、安定したグルーピングを行う。
- ③ 個々に応じた支援を行い、学校生活のサポートの場となるよう努める。
- ④ 必要に応じて、ASIST 学校適応スキルプロフィール、WISC-IV、新版 K 式発達検査 2020 等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な支援を行う。
- ⑤ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向き

になれるよう、子どもへの関わり方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内するとともに、就学前や保護者の要望に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年3回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。

- ⑥ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑦ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑧ 関係機関（幼稚園、保育園、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、支援の質の向上に努め、子どもたちの学校生活をサポートする。
- ⑨ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。またピッコロだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑩ マルヤガーデンズと連携を図り、ペアレント・プログラム（6回コース）等を実施し、地域で子育てにサポートを必要としている方への支援を充実させる。
- ⑪ 迎いの車両を利用時刻に合わせて運行する。曜日ごとにルートを分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。

<保育所等訪問支援>

利用者が併行して通う保育園、幼稚園、学校、利用者が生活している児童福祉施設等と連携をとり、療育の充実を図る。特に、放課後等デイサービスにおいては各学校との連絡を密に行い、保育所等訪問支援事業による学校訪問を積極的に実施して学校担任と利用者の状態像や支援方法について認識を共有する。

【あさひが丘乗馬倶楽部 シュバル】

- ① 地域センターへの連絡体制を強化・充実させることで各事業所間の連携を図り、協力して乗馬倶楽部の利用拡充に努める。
- ② 人馬共に、事故・怪我がないよう安全に活動を展開するため、担当職員の乗馬・馬扱いのスキル向上を目指す。
- ③ 安定した乗馬療法を行えるよう、馬の調教をすすめる。また、利用者個々の乗馬療法プログラムを確立する。
- ④ ホースセラピーや一般乗馬等、乗馬倶楽部の拡充に努め、安定経営を図る。
- ⑤ あすもねと協力して馬場や周辺環境整備に努める。
- ⑥ 地域の行事・イベントに積極的に参加・協力し、地域社会貢献に努める。
- ⑦ 第二回乗馬倶楽部シュバルホースフェスタを開催し、競技内容や参加者枠を拡げてより多くの方が楽しめるように企画・案内を行う。
- ⑧ かわなべ馬事公苑より乗馬インストラクターの派遣を受け、職員の乗馬についての専門性を高め、ホースセラピーの質の向上を図る。

6. 職員の職務内容について

(1) 職員体制

令和5年4月1日現在

	施設長	サビ管 児発菅	支援員	保育士	児童 指導員	看護師	栄養士	専門職	事務員	業務員 運転士	計
あさひが丘学園	1	1		11 (1)	7	1			1		21 (1)
あさひが丘		2	57			1	1		3	6	71
歩路・我路	1 (兼務)	2	2	5	8	1 (兼務)	1	3		2	23
あすもね		1	13			1 (兼務)			1		15
相談支援			7								8
とわ		1	1								2
シュバル		1	1	4	3						9
CSあさひが丘	1 (兼務)	2		2	4			1	1		10
グループホーム	1	2	30 (1)			1 (兼務)			3		37 (1)
自立生活援助	1 (兼務)	1 (兼務)	3 (兼務)								0
ゆうひが丘	1 (兼務)	2	1	6	4			2		1	16
ラソン	1 (兼務)	1		2	2						5
セルク	1 (兼務)	1		3	3						8
トリア		2		4	4			1			11
計(実数)	4	18	112 (113)	37 (38)	35	3	2	7	9	9	236 (238)

*この表は、各職種の部門別（あさひが丘学園、あさひが丘、歩路・我路、あすもね、相談支援、とわ、シュバル、こどもサポートセンターあさひが丘、グループホーム、自立生活援助、ゆうひが丘、ラソン、セルク、トリア）の員数を示したものである。

*専門職は、公認心理師、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、教育相談員を示す。

*（ ）内の数字は産休・育休などの休職中の職員数を示す。

(2) 計画書および記録について

- ① 各チーム年間活動計画
- ② 個別支援計画関連書式
(フェイスシート・アセスメントシート・個別支援計画書・モニタリング記録)
- ③ 日誌(業務日誌、一般日誌)
- ④ ケース記録
- ⑤ 作業能力評価表(あすもね)
- ⑥ 家庭通信
- ⑦ 各種報告書(職員会議・チーフ会議・チーム会議・委員会・研修・事故・所在不明・ヒヤリハット・行事・避難訓練他)
- ⑧ 人事考課に関する提出書類(人事考課表・新任職員行動チェックリスト)

(3) 会議等

- ① 職員朝礼 毎日(引き継ぎ)
- ② 職員会議 毎月1回(参加は任意とし、8月は開催しない)
- ③ チーフ会議 各事業所毎に設定(別紙「会議の進め方」)
- ④ チーム会議 年間(最大)12時間以内の中で会議を実施

- ⑤ 各委員会会議 定例開催、随時開催（別紙「委員会体制」）
 - ⑥ ケース会議 支援内容に変更又は変更が想定される場合、随時開催
- (4) 福祉教育
- ① 他の療育機関、施設等との連携を保つ。必要に応じて職員の相互派遣を実施し、それらの機関との連携を密にする。
 - ② 大学・短大・専門学校、他施設等の実習・研修生の受け入れを行い、人材育成に寄与する。また、特別支援学校高等部実習生や中学校職場体験実習の受け入れも行う。
 - ③ ボランティアの受け入れ、育成や地域住民との交流に積極的に取り組む。
- (5) 広報活動
- ① 法人機関紙「落穂会だより」を年4回発行し、内容の充実に努める。
 - ② ホームページやInstagramを有効活用し、広く社会に向けて情報を発信する。
 ホームページ (<http://www.asahigaokagakuen.jp/>)
 Instagram
 あすもね家 (<https://www.instagram.com/asumoneya20220711>)
 ざやらりーASAHIYA (https://www.instagram.com/gallery._asahiya)
- (6) その他
- ① 安全運転について、朝礼で安全運転に関する注意喚起を行う。日々交通事故、交通違反がないように安全運転を行う。公用車運転中はもちろんのこと通勤時、私用で運転する際も安全運転を心がける。また、安全運転に関する研修を実施し職員の安全運転に対する意識を高める。
 - ② 令和5年4月1日より（1年間の経過措置あり）、送迎用バス等への安全装置の装備が義務化されることに伴い、送迎用バス等への置き去り防止を支援する安全装置の設置を進める。また、設置義務が当面の間、延期となっているアルコールチェック検知器の導入についても、準備をすすめる。
 - ③ 提出物（日誌等記録・報告書・各種届）や勤怠管理システムへの打刻・月締め申請、納入金等の提出期限を確実に守る。

7. 環境整備・安全管理

- (1) 環境整備
- ① 清潔・快適・安全な環境で生活するために、園内外の整理整頓、清掃に努め、利用者に快適な生活環境を提供する。
 - ② 修繕・修理の必要な箇所については修繕届を記載し担当課長もしくは主任へ提出し迅速な処理を行う。
 - ③ 新型コロナウイルスの感染予防の為、施設内の消毒、各出入り口にはアルコールボトルを設置し感染予防対策を行う。
- (2) 安全管理
- ① 危険箇所のチェック・改善等を行い、安全な環境づくりに配慮する。
 - ② 事故が起こった場合は必ず事故報告書に記録し、事故状況について職員間で情報共有を図るとともに、事故原因を分析すること等により今後の事故防止に役立てる。
 - ③ 日々の業務における事故防止への職員の意識を高めるために、ヒヤリハット報告書を活用し、事故につながる事例の収集を行い、事故防止に役立てる。特に与薬に関する事故につながるようなヒヤリハットを減少させる。

- ④ 避難・消火訓練（毎月）、土砂災害避難訓練（学園のみ年1回）、防災設備点検（年2回）、総合防災訓練（年2回）、不審者対応訓練（年1回）を行う。また、訓練の中で現場職員による炊き出し訓練を行う機会を設ける。
- ⑤ 感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な福祉サービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画（BCP）の作成を行う。

8. 保護者・地域社会との連携・交流

（1）保護者との連携

- ① 本人・保護者・施設は三位一体であるとの観点から、保護者との連携を十分に図る。
- ② 面会、外出、一泊帰省、長期帰省、学園行事への参加等を通して本人と家族との関わりが薄くならないように配慮する。外出・帰省については、基本的に本人・家族の要望により行うが、家庭事情により配慮しなければならないケースについては、個別に相談を行う。
- ③ 利用者の学園での様子を家庭に伝えるために、家庭通信（年1回）を送付する。
- ④ 保護者職員研修会、保護者職員懇談会、保護者会総会、役員会等を通じ保護者との連携を密にする。
- ⑤ 個別相談（年1回）、日中活動参観（年1回）の機会を設け、本人・家族の意見、要望等を聴く機会とし、可能な限り利用者の個別支援計画に反映させる。
- ⑥ 保護者会のボランティア活動（年1回）をバックアップする。

（2）地域社会との交流・貢献

【中期経営計画 戦略Ⅲ】に準ずる。

- ① 鹿児島県社会福祉法人経営者協議会が実施する「かごしまおもいやりネットワーク事業」に参画する。
- ② 春山郷土芸能保存会（棒踊り）の活動が推進されるよう、職員の棒踊りへの参加や更衣室の貸し出しなど、法人として可能な限りの支援を行う。
- ③ 春山地区に在住の方のご希望に沿って、こどもサポートセンターあさひが丘内の地域交流室、会議室を利用してもらう。
- ④ 岡之原町・皆与志町に勤務、在住の方対象に体操教室を開催し、身体づくり、リラックスできる場を提供する。

令和5年度 行事予定表

4月				
日	曜	休日	あさひが丘学園	地域生活支援センター こどもサポートセンターあさひが丘
1	土		職員会議(中期経営計画説明会)①AM 職員会議(中期経営計画説明会)②PM	職員会議(中期経営計画説明会)①AM 職員会議(中期経営計画説明会)②PM
2	日			春山地区総会
3	月		日中活動編成・自治会総会10:30～	
4	火			開級式(ルウ)10:45～ 開級式(歩路)13:15～
5	水			開級式(トリア)10:50～ 開級式(希路)12:45～
6	木		鹿児島養護始業式 誕生会	
7	金		鹿児島養護入学式(小2～6,中高2・3休業)	
8	土		動く散髪AM	体操教室11:00～
9	日			
10	月		訪問理容	あすもねチーム会議17:30～18:30
11	火		児童部合同チーム会議9:30～	シュバルチーム会議10:00～11:00 GHチーム会議10:30～ 児発合同チーム会議15:00～ GH世話人会16:30～
12	水		1寮チーム会議AM 日中⑤チーム会議16:15～17:45	CSチーム会議18:00～
13	木		2寮チーム会議PM 日中①チーム会議16:15～17:45	我路チーム会議10:00～
14	金		3寮チーム会議AM 日中②チーム会議16:15～17:45	とわチーム会議13:30～
15	土		岩川囃子医診療PM	
16	日		保護者会監事監査・役員会議PM	保護者会監事監査・役員会議PM
17	月		窓拭き週間 日中③チーム会議16:15～17:45	希路チーム会議14:30～
18	火		日中④チーム会議16:15～17:45 マナー研修13:30～15:30	マナー研修13:30～15:30
19	水			ラソンチーム会議10:45～
20	木		県知協総会	ニボポチーム会議10:45～
21	金		運営委員会 13:10～ コロナ対策委員会15:30～	運営委員会 13:10～ コロナ対策委員会15:30～
22	土		春山ふるさと祭り	
23	日			
24	月		草刈り週間①	避難訓練(ルウ)AM 避難訓練(セルクAM/トリアPM)
25	火		事務チーム会議10:30～	避難訓練(希路)AM セルクチーム会議12:45～ トリアチーム会議14:15～ GKチーム会議16:00～
26	水		新井囃子医診療PM	放デイ療育のてびきPRJ10:00～ 健康管理給食委員会①14:00～ 歩路チーム会議16:15～
27	木		摂食チーム会議①14:00～	我路避難訓練(PM) 体操教室11:00～
28	金		チューター研修 (PM)	歩路避難訓練(AM) リスクマネジメント委員会①PM チューター研修 (PM)
29	土		昭和の日、施設親善球技大会	昭和の日、施設親善球技大会
30	日			昭和の日
備考: 火災想定避難訓練(蜂谷)、落穂会だより発行、ファン ヒーター収納、新任職員行動チェックリスト配布、人権侵害ゼ ロへの誓い配布、除草剤散布			落穂会だより発行、ファンヒーター収納、新 任職員行動チェックリスト配布、人権侵害ゼ ロへの誓い配布	

旭福祉センター・第二旭福祉センター

令和5年度 事業計画書

※中期経営計画に基づいた令和5年度の単年度目標

I. 利用者ニーズ起点による既存事業の安定経営

【グループホーム】

(1) 「グループホーム担当支援員・世話人の支援技術向上」

① 世話人との意見交換会の実施

支援力強化も含めた世話人との定例会について、引き続き支援内容の検討・修正を実施するとともに、幹部や関係職員も出席することで、より一層の支援力向上と情報共有を目指す。

(2) 「利用ニーズの増加」への対応

① 2棟目の包括介護型グループホームの検討

2棟目の包括型の必要性について2024年度以降に検討を開始する。

② グループホーム（9棟目）の検討

女性専用のグループホーム検討（2棟目）を含め、グループ全体として9棟目となるグループホームの建設について、2025年度以降に検討を開始する。

【入 所】

(1) 「入所棟新設に伴う土地買収と建物新設」

① 土地買収手続きの遂行

現在 折衝中である所有者との接触を仲介業者に依頼し、状況の把握と打開策を練る。

【就労継続支援B型】

(1) 「新規の作業・商品・利用者の開拓」

① 新規事業の開拓・新商品の開発

新規事業の開拓として、令和5年4月より市内集合住宅の清掃業務を受注した。今後 確実に業務を遂行し、更に受託件数を増やせるよう務める。

また、新商品の開発については、2024年度の事業化(製品化)を目標に検討・

議論をすすめる。

② 販路拡大

販路拡大は引き続き現状分析・情報収集を実施し、具体的な戦略を決める。

③ 目標工賃の達成（各作業班）

今年度 旭福祉センターの目標工賃 月額30,000円、第二旭福祉センターの目標工賃は月額28,000円を目標額とする。

④ 作業の質の向上（作業委員会）

各作業班が育成シートを確実に実施できるよう、作業委員会が各作業班と連携をとって、適切な運用管理を行うことで、職員の作業スキル向上を図る。

⑤ 機械化による高効率化（幹部職員）

ICTを活用した勤怠管理についての業者打ち合わせ、見積もり入手は完了。今年度は本格的な検証に入り、ICT導入についての最終判断を行う。また、その他機器の導入による効率化についても引き続き情報収集を行う。

⑥ 新規利用者獲得

SNSを活用した情報発信を行い、コロナ禍で実施できなかった特別支援学校向けの見学・体験会や、定期訪問の実施により、認知度向上を目指す。（取組みの発信）

【生活介護】

（１）「利用者の重度・高齢化に合わせた支援やプログラムの提供」

① 先進的な他施設の訪問計画及び、情報収集

今年度も施設見学を計画・実施し、活かせる知識・技術を持ち帰り検討。生活介護班内で支援技術の向上を図る。

② 介護プログラムの確立：音楽療法カリキュラムの知識・技術伝承

前年度に実施した音楽療法カリキュラムの情報を基に、今後の音楽療法のあり方について検討し、今年度の前半においてカリキュラムの修正を行う。

③ 新規創作作品の開発・販売

新規創作作品はバザー等で試験的に販売するまでこぎつけた。ただ、販売するまでのクオリティが課題として残っているため、その点について修正を行う予定である。また、素材となる作品の製作及び、製品化に関する情報収集は引き続き継続して行い、その中から新たな商品化を模索する。

【就労移行】

（１）「認知度向上・就労移行カリキュラムの充実・就労機会の確保」

① 就労移行事業のアピール強化による新規利用者の獲得

チラシ・掲示用ポスター・SNS等を活用した情報発信を行うとともに、特別支援学校向けの見学・体験会の実施、関係機関への定期訪問を通し、認知度の向上を図り、新規利用者の獲得を目指す。

② 就労カリキュラムと就労支援員の育成

令和4年度に修正を行った新しい就労カリキュラムの運用を通し、引き続き見直しや改善を行う。また、カリキュラムの実践を通し、就労支援員のスキル向上を図る。

③ 実習先の確保と就労先への定期的な訪問

利用者が充実した実習ができるよう多種多様な企業の情報収集を行い、新しい実習先を選定する。新しく選定した実習先に対しては、B型・施設外就労等の営業活動も含めた定期訪問 及び、既存の就労先については具体的な訪問計画を立案して実行し、情報の共有と良好な関係の構築に務める。

Ⅱ. 人が育つ組織づくり

① 組織風土診断や定着者・退職者の分析

より良い職場環境をつくるために具体的な情報収集を行う。

職員の満足要因・不満足因子を分析した上で、効果的な具体策を検討する。

特に今年度は、定着職員の満足要因を整理し、より満足感を高める職場環境構築を進める。組織診断については、毎年実施することで、経年比較を行い施策の有効性を検証する。

② 管理職と職員の対話を促進

課長・主任クラスの管理職が部下との面談を行うことで、業務への不安や不満などを早い段階から把握し、組織全体に働きかけながら解消方法を模索する。以前「対話力向上研修」で学んだことをヒントに、今年度も面談を実施するとともに、課長・主任クラスに対しては施設内研修の場で「対話力向上研修」を実施し、面談者のスキルアップを行っていく。

Ⅲ. 計画的な新規事業の創造

(1) ネット販売プロジェクト

旭福祉センターグループでのネット販売を2023～2024年度までに開始できるよう、今年度も引き続き情報収集を行い、プラットフォームを選定することを目標とする。（ネット販売プロジェクトチーム）

各委員会・各作業班 重点目標

(1) 各委員会

	委員会名	2023 年度 重点目標
1	支 援	・個別支援計画の新システムの構築と職員への研修の開催
2	生 活	・役割分担の徹底と協力体制 ・生活環境充実のための意識向上
3	作 業	・作業環境整備 ・各作業班製販計画の達成
4	地 域	・各バザーフロー表に基づいた計画の実行とフィードバック
5	事 務	・業務効率化の推進 ・情報共有の徹底と円滑な連携(各部署、事務所内)の遂行
6	炊 事	・個々のニーズに合わせた食事作り ・感染症対策の徹底
7	職場改善①	・働きやすい職場環境の推進 ・職員研修の内容充実
8	職場改善②	・職員育成体制の充実と職員必携の活用
9	人権擁護	・年間計画の確実な実施 ・情報共有の徹底
10	地域貢献	・地域との関係性の構築
11	行 事 A	・行事計画の早期立案と早期周知 ・計画フローの作成
12	行 事 B	・年間行事の把握、早期立案と周知の徹底
13	行 事 C	・行事のフロー再確認 ・早期計画、早期周知の徹底
14	入所・GH 旅行	・利用者が楽しめる企画の立案
15	広 報	・計画の早期立案と確実な実行 ・情報発信の向上
16	総 務	・明るく働きやすい職場環境作り(リフレッシュ休暇取得・4日以上連続休暇の年2回取得 いずれも100%達成)
17	保 健	・年間計画の確実な実施 ・情報共有の徹底と情報発信力の向上

(2) 各作業班

今年度 目標工賃 (旭福祉センター 月額 30,000 円)

(第二旭福祉センター 月額 28,000 円)

作業班	2023 年度 重点目標	目 標 額
NODOKA	・集客率アップ ・料理開発 ・接客サービス向上	7,500,000
楓(菓子班)	・人材育成(楓のスキルアップ) ・利用者新商品の確立 ・ブランド強化の確立	19,200,000
竹 工	・利用者の適材適所推進 ・職員のマルチスキル化 ・人材育成	2,750,000
蔬 菜	・人材育成 ・栽培工程のマニュアル化 ・地域との交流	4,450,000
陶 芸	・絵付け作業の人材育成 ・手作り商品の充実	850,000
施設外就労 (公園・地域清掃等)	・利用者支援の充実 ・関係機関との連携強化 ・地域との関係性の構築	1,100,000
メンテナンス	・作業フロー作成 ・作業人員育成 ・研修体制の確立	24,900,000
味 噌	・在庫管理の徹底 ・味噌作りの人材育成	1,500,000
生活介護	・支援技術の向上 ・新規創作作品の決定 ・音楽活動についての検討	120,000
合 計 額		62,370,000

令和 5 年度 事業計画 以上